

令和４年第７回置戸町議会臨時会

令和４年１１月２８日（月曜日）

○議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| (諸般の報告) | |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 請願第 1 号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願について |
| 日程第 4 | 承認第 5 号 専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議案第 5 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5 2 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 5 3 号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 令和４年度置戸町一般会計補正予算（第６号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 令和４年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第 10 | 議案第 5 6 号 令和４年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第 11 | 議案第 5 7 号 令和４年度置戸町下水道特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第 12 | 報告第 9 号 専決処分の報告について |

○会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| (諸般の報告) | |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 請願第 1 号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願について |
| 日程第 4 | 承認第 5 号 専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議案第 5 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5 2 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 5 3 号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 令和４年度置戸町一般会計補正予算（第６号） |

日程第 9 議案第 55 号 令和 4 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 10 議案第 56 号 令和 4 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 11 議案第 57 号 令和 4 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 12 報告第 9 号 専決処分の報告について

○出席議員 (8 名)

1 番 石 井 伸 二 議員

2 番 小 林 満 議員

3 番 阿 部 光 久 議員

4 番 佐 藤 勇 治 議員

5 番 澁 谷 恒 壹 議員

6 番 高 谷 勲 議員

7 番 嘉 藤 均 議員

8 番 岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町 長 部 局》

町 長 深 川 正 美

副 町 長 蓑 島 賢 治

会 計 管 理 者 岡 部 信 一

企 画 財 政 課 長 坂 森 誠 二

総 務 課 長 鈴 木 伸 哉

総 務 課 参 与 石 井 信 義

産 業 振 興 課 長 五十嵐 勝 昭

地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長 石 森 実

企 画 財 政 課 長 補 佐 菅 原 嘉 仁

総 務 課 総 務 係 長 鈴 木 良 知

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代 表 監 査 委 員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子

議 事 係 加 藤 洋 聖

臨 時 事 務 職 員 中 田 美 紀

開会 午前9時30分

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第7回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 高谷勲議員及び7番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第51号から議案第57号。
- ・承認第5号。

今期臨時会に議会から提出された議案は、次のとおりです。

- ・請願第1号。
- ・報告第9号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 請願第1号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願について

○岩藤議長 日程第3、請願第1号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願についてを議題とします。

請願に対して紹介議員から趣旨の説明を求めます。

6番 高谷勲議員。

○6番 高谷議員〔登壇〕 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願について。

その趣旨についてご説明をいたします。

北海道農業は家族経営を中心とした大規模農業を展開し、安全・安心な農畜産物を安定供給することで、我が国の食料自給率や国土・環境の保全、観光資源の提供など多面的な機能を発揮し、地域経済・社会の維持・発展にも貢献してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、円安の進行等による飼料や肥料、燃油といった営農に必要不可欠な生産資材の高騰により、北海道の生産基盤の維持・存続が危機的な状況にあります。

それに伴い、食料や生産資材の多くを海外に依存する我が国の食料安定供給リスクが顕在化し、平成11年7月に施行された「食料・農業・農村基本法」で謳われている食料安全保障が大きな危機に直面しております。

つきましては、持続可能な北海道農業を確立し、我が国最大の食料基地として消費者への食料安定供給という使命を果たすとともに、食料安全保障の強化を実現すべく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、生産者の営農にとって即効性のある施策を講じていただきたく、下記の要旨を踏まえて議会に求めるものであります。

1. 酪農・畜産経営安定対策

過去最高値まで急騰した配合飼料価格等により営業コストは増加し、とりわけ酪農経営においては生乳生産の抑制に取り組んでいる中、コスト増加分を価格転嫁できず、加えて初生子牛価格等の暴落等により所得が激減しており、生産現場や農業団体の経営努力のみでは対応しきれない状況にあることから、飼料高騰対策をはじめ酪農・畜産農家の経営安定に資する対策を講じること。

2. 肥料価格高騰対策

肥料原料等の急激な価格高騰については、国費による肥料価格高騰対策事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した北海道による化学肥料購入支援給付事業が措置されたものの、過去に経験したことのない急激な価格高騰に対し、万全な支援水準となるよう、地域実態に応じ、置戸町においても影響緩和対策を講じること。

以上、請願の趣旨説明といたします。

請願者、北見市中ノ島町1丁目1番8号、きたみらい農業協同組合代表理事組合長大坪広則。

紹介議員、高谷勲。嘉藤均。

以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○岩藤議長 請願に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、請願第1号については、置戸町議会会議規則第89条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願についてを採決します。

請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立対数です。

したがって、請願第1号 置戸町議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願については、採択することに決定しました。

◎日程第4 承認第5号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4、承認第5号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第5号 専決処分の承認については、地域福祉センター所長より説明いたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 承認第5号について説明をいたします。

専決処分の承認について。

令和4年度置戸町一般会計補正予算(第5号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和4年9月27日別紙

のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分の書面となっております。

次のページをご覧ください。

令和4年度置戸町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,962万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで承認第5号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

承認第5号 専決処分の承認について。

令和4年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）の6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 ちょっと多い人では5回目の接種ということになると思いますけども、今までは副反応とかそういうことで随分心配されて受けない人も中にはいたと思いますけど、置戸町における副反応と言うんですか、その辺が状況分かればお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 正式に町に副反応の状況等につきまして把握する部分につきましては、重要な副反応につきましては、審議会を通しまして審議をいたしますが、そこまでの副反応は発見されておりません。ただ、皆さんにお聞きする中では、発熱、それから、腕の痛みという、これまでの副反応と同様のものが出ているという状況でございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 私、個人的に聞いた話ですけども、結構、重篤と言うのか大変こう苦しんだ状況の人もいるという話を聞いておりますし、そこまで報告がないということ

でよろしいのかなと思いますけども、今回も2, 660回分ということですけども、いろんな報道を聞くと、あちこちで余ったものを無駄にしてしまったような例もあるんですけど、置戸町で今まで余った部分というのは、どのようにされているのか、そこもお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 どうしても端数が出てまいります。そうした場合に、足りない場合につきましてもそうなのですが、訓子府町、それから、北見市、それと、美幌、津別、1市4町の中でそれぞれ融通をしまして、なるべく廃棄がないように実施しております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 かなり今コロナが非常に第8派と言うか、これだけワクチンを接種していながら、もちろんワクチン接種した方も感染をしている状況。今回は、オミクロン対応ということで新たなワクチンかなというふうに思います。その効果がどれだけのかちょっと疑問なところはありますが、私も今度、12月3日に5回目を打つ予定になっています。それで、町民のですね、接種率というのは、どのようになっているのか。例えば、3回目の方、4回目の方、今ここで言うと、2回目以上ということなので、その各回数ごとの数字まで捉えているかどうか分からないんですが、接種率というのは、どの程度になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今回、対象となっている方の接種率につきましては、11月23日までのワクチン接種の中で抑えているという状況でございます。12歳以上の方のオミクロン対応株につきましては、今のところ54%。そして、5歳から11歳までの幼児につきましては、30.51%。そして、6か月から4歳までの乳幼児につきましては、10%の接種率となっております。ただ、乳幼児、それから、幼児の方につきましては、家族が感染されたですとか濃厚接触者になったということで12月の方にずらしておりますので、12月の方になれば多分、7割か8割近くはなるとは思っております。それから、オミクロン株の方につきましても、当初予定をされていた方につきましても、濃厚接触者になったとか、そういう事情で12月に回しておりますので、こういう方もまだ実際、受付をしていただいた方もいますが、待機状態になっている人もおりますので、実際的には、76%から80%近く全体でなるのかなというふうに私たちは見ております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 2回目から5回目までの全てを網羅してそのぐらいということだと思うんですが、今、オミクロンになってから重症率が非常に下がってて、殆どの方が自宅待機で1日、2日、少し熱は上がるんですが、それ以降は多少喉が痛いとか、そういう症状はあっても、あんまりね症状が重くならない方が絶対多数で、むしろ先程、嘉藤議

員が言われたように、ワクチン打った方が後遺症の方が重かったっていう、そんな話もありますんでね、是非このワクチンというのは非常にその、何て言うんでしょうか、重症化に対する効果も高い、できれば感染する率もね、以前はね、ファイザーなんかは90何パーセントの抑制率だなんて言ってたけど、実際にここへ来てみると、ワクチン打った方は、みんな移っていると、そんな感じでね、効果についてもうちょっときちっと周知をしないと、なかなか接種率は上がってこないと。2回打った人でも、3回、4回は打たないと、そんな人もいるようですので、その辺を少しきちっと周知してやっていただきたいなというふうに思います。新たな変異株も出てきているので、できるだけ感染防止対策については努めてもらいたいというふうに思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 国から出てます、実際的な重症化率の減少ですとか、そういったものは私達もどんどん広報をしていきたいなというふうに思っております。他の町を聞きますと、やはり50%から60%程度で収まっている状況でございます。置戸町につきましては、やはり7割から8割の方が打ってますので、やはり皆さん、いろいろと心配をしながら打っていらっしゃるんだなというふうに思っております。打った中の方にもちょっと聞きますと、ご家族の中で感染をしたけども、自分はワクチン接種を打った中でかからなかったという事例もございます。なかなかこういう個別な案件につきましては、なかなか情報公開はできないんですが、そういったお声もいただいておりますので、そういったものを上手く皆さん方に周知できればなというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、4ページ、5ページ、歳入へ進みます。

2. 歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第5号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第11 議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算、これにつきましても、総務課長より説明いたします。なお、この間の議題につきましては、各それぞれの担当課長より説明いたします。

○岩藤議長 まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、期末手当の支給率を年間0.1か月引上げ、4.40か月とするよう改正をするものでございます。

第4条第2項の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の215を100分の220に改正するものです。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、令和4年度に限り、12月支給分は、6月改正分を合算した0.1か月引き上げるため、100分の225の率により支給することといたしております。

議案第51号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、議案第51号同様、期末手当の支給率を年間0.1か月引き上げ、4.40か月とするよう改正するものです。

第4条第2項の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の125を100分の220に改正するものです。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、令和4年度に限り、12月支給分は6月改正分を合算した0.1か月引き上げるため、100分の225の率により支給することといたしております。

議案第52号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による給与改定に基づくもので、その勧告内容について説明いたしますので、議案第52号説明資料、令和4年度給与勧告の骨子をご覧ください。

本年度の国家公務員に対する給与改定につきましては、人事院勧告が8月8日。11月11日に改正給与法が可決されております。

下段2、給与改定の内容と考え方をご覧ください。

本年の勧告は、民間給与との格差解消のため、月例級は、大卒、新卒者で3,000円。高卒4,000円と若年層在職号俸の改定で、それ以外は見送られ、平均で0.3%の改定となっております。

裏面をご覧ください。

期末・勤勉手当は、勤勉手当に年間0.1か月分増額改定し、期末・勤勉手当合わせて、年間4.30か月分を4.40か月分といたします。その期別、手当別の内訳は表

のとおりですが、本年度6月期は支給済みでありますので、12か月、期末手当に0.1か月加算し、期末1.2か月と勤勉1.05か月、計2.25か月を支給するもので、次年度以降は、6月、12月期同率の期末手当1.2か月、勤勉手当1.0か月、計2.2か月。年間では、期末手当2.4か月、勤勉手当2.0か月で計4.4か月の支給となります。実施時期につきましては、月例級は4月1日に遡り、勤勉手当は条例改正可決後、公布をし、12月9日に支給を予定しております。また、これに伴う予算措置につきましては、後程、議案第54号から57号でご説明いたします。

本議案にお戻りください。

第1条の改正は、令和4年12月勤勉手当の支給率の改正と給料表の改正規定。

第2条の改正は、令和5年以降の勤勉手当の支給率の改正規定となります。

附 則

第1条 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項は、給料表の改正を令和4年4月1日に遡及して適用する規定。

第2条は、改正前の給与は、改正後の給与の内払いとみなす規定となっております。

なお、議案第53号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第54号について説明いたします。

議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,242万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正あ」による。

第1表の歳入歳出予算補正についてご説明をいたしますので、別冊の令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）、別添のとおり）

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時37分

再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）。

歳出。8ページ、9ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。負担金補助及び交付金から。

産業振興課長。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第55号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第55号につきましてご説明いたします。

議案第55号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,925万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により、歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧ください。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第56号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第56号につきましてご説明いたします。

議案第56号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

令和4年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,045万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧ください。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。総務課長。

○鈴木総務課長 議案第57号につきましてご説明いたします。

議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

令和4年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億331万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により、歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧ください。

（以下、記載省略。令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第51号から議案第57号までの提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書（第6号）、6ページ、7ページ、

歳出から進めます。

3. 歳出。1 款議会費。2 款総務費、1 項総務管理費。3 款民生費、1 項社会福祉費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8 ページ、9 ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費。6 款農林水産業費、1 項農業費。8 款土木費、1 項土木管理費、2 項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

4 番 佐藤議員。

○4 番 佐藤議員 農林水産業費の畜産業費のコロナ対策ですね。それで2,061万円の追加で、その内訳の中でですね、酪農家への支援ということで、町としては5,000円プラス1,400円。JAと折半ということで、合わせて6,400円ということなんですけど、これの対象農家っていうのは何戸いるの。それと合わせて、下の部分の繁殖農家の部分ですね、これも1万5,000円。それから、下段の肥育農家、これも1万5,000円ということで、みんな最終的には1万5,000円なんですけど、それぞれの対象農家の個数をちょっと教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 それでは、対象農家につきましてご説明をさせていただきます。

まず、一番上段の酪農家への支援でございますが、33戸。次の繁殖農家ですけども、4戸。一番下段の肥育農家ですが、1戸。合わせまして38戸を予定しております。

○岩藤議長 4 番。

○4 番 佐藤議員 それで、この支援についてですね、各町それぞれ考え方があってということで、きたみらいとしては、農協は一円なんだけど、自治体は1市2町ということで、それで置戸的にね、周りと違って置戸的にこの部分についてはですね、特別支援したんだという、その部分についてね、置戸として力を入れた部分については、どの部分があるのか、それをちょっと教えてください。周りの町と比較して、ここは違いますよというのがあれば教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 置戸独自の部分というところでご説明をさせていただきたいというふうに思います。先程の説明でもお話ししたとおり、JAきたみらい管轄としましての1市2町としましては、JAきたみらいとそれぞれの自治体とで折半するということまでは同じでございます。プラスアルファの部分で各自治体の対応というのはそれぞれ違まして、酪農家さんの戸数、規模の違い。それから、自治体のそれぞれの予算規模の違い等もありますが、この部分につきましては、置戸町が一番突出しているというところで、隣、近隣市町村からは聞いております。ただ、近隣市町村がきちとした形で金額が何ぼというところは、ちょっと把握はできておりませんが、置戸町さんほど

厚い手立てはできないということで聞いておりますので、私ども総額でそれぞれ1戸当たり、1万5,000円というところで予定はしておりますが、ここの部分につきましては、プラスの部分は置戸町でかなり上乘せした形というふうに捉えているところです。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それでですね、今回、きたみらい農協から要請があつて、今後のことも含めて検討していくことになろうかと思うんですけど、今回は酪農畜産に特化して、その部分だけ今回の議会で追加支援ということなんですが、今、非常に状況としてはね、何て言うのかな、いつまで続くかが分からない非常に不透明な状況なんだけど、今後ですね、肥料対策については、この後っていうことらしいんですけど、この畜産対策については、この後ね、まだ第2弾、3弾として考えられるのかどうか。それと、今国はね、今第2次補正で臨時国会で12月の中ぐらいに確定、10日までなんだけど、延びるということを聞いているんですけど、それが国の方からまた国の予算が確定した段階で地方に降りてくると思うんだけど、そんなことを含めてですね、畜産農家に対するね、第2弾、第3弾があるのかどうか。ちょっと先のこと読めないと思うんだけど、これだけで終わるのか。その辺の見込みはJ Aとねいろいろ協議しながらやっていると思うんだけど、その辺のことについて情報としては如何なものですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 今回、ご提案させていただきましたが、農業振興基金の方を運用させていただくということで、農業振興基金の運用会議を先般開催させていただきました、その中で私共の方からも少しご提案をさせていただいた一部を今回畜産農家の方に支援をするという形で計上させて、提案させていただきました。先程、議員もおっしゃられていたようにですね、もう一つ、先程の請願書の中にもありました、肥料の部分に関しましては、ただ今のところ、手立てをする予定ではおりますが、タイミングとしては今、国の部分が令和4年の6月から令和5年の5月までの購入分に関して国は対象とします。それを受けて道につきましては、令和4年の4月から12月分までを対象とします。これを受けまして、町の方もどんな形で進めるのがいいのかという辺りは今、農協を含めながら協議をしているところでありまして、肥料の部分につきましても、しかるべきタイミングがきた時に、また皆さんの方にお諮りをさせていただきたいなということで一つ考えております。

酪農家さんの部分についてです。今回、一部購入、粗飼料の部分につきまして農業振興基金を取り崩しながら対応していくということでご提案をさせていただいたところですが、まだかなり先行きが不透明なところがございます。この先、あまり回復するという、今のところ見込みがない中で、かなり今まで以上に畜産農家が厳しくなっていくのではないかとということも私共行政としましても踏まえているところであります。ですので、この先、状況を見ながらなんですけども、もし同じような状況になったとした時にはですね、また皆様の方にもご相談、ご提案をさせていただきたいなというふうに考えているところでありますが、現在まだ詳細についてというところではないと

ころをご理解いただければというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 請願の趣旨説明をして、酪農対策、それから、これから畑作の対策も予定しているんだろうと、そんなふうに思うんですが、課長が申し上げた、振興基金の関係、処分に対する、いわゆる条例の根拠、これについて伺いたいんですが、非常に今回は困窮している、酪農は特に厳しいんですが、それを条例に充ててどういう根拠で資金を取り崩すのか、その辺についてちょっと伺いたいなというふうに思います。

○岩藤議長 高谷議員、後の歳入の部分で質問した方がよろしいかと思うんですが、如何ですか。

課長、答弁よろしいですか。

町長。

○深川町長 11月14日ですね、農業振興基金会議を開かせていただいて、その時にも言いましたが、この基金の使用目的というのは、この条例の方に定めて、取扱要綱の方に定めておまして、その他の情報というのがありまして、第3の5項ですね、別表1の、その他によってこの基金を運用しますということでお話をさせていただいて承認を得ております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 そこでね、前段の8月の2日の補正予算337万円でしたか、7万9,000円だったか、これはいち早く一般会計から財源ひねり出して予算組したわけですね。振興基金というのは、もっと前向きな基金だというふうに思っていたんだけど、少なくとも現状維持するための基金として運用するのであれば、ちょっと疑問が残るなと。もうちょっとその2,600万を捻出する何か努力はなかったのかというふうにちょっと思うので、それで、じゃあ前段のね、173万9,000円減額の、これもちょっと合わせて聞きたいんですが、いち早く8月の、いち早いかどうか分かりません。訓子府はもっと早くやっていた。その173万9,000円は、いつこれあれするのかなと思って毎月、例月でも見ているけど出た様子がないと。これ一体どうなっているんだということで農協にも確認をしましたが、あの時点ではそんなに急いでいないと。面積も確定していないし、そんなに急いでいないんだけど、行政はここ玉ねぎの面積プラス2,000円でもう直ぐに予算化して出しちゃってというようなことでね、あの時点では、緑肥対応なんですよ、緑肥。これ反2,000円の緑肥対応。じゃあね、これに新たにまたロータリー耕で廃耕する時の2,000円と緑肥を播種する時の1,000円と合わせて5,000円だって、これは置戸独自の対策だからそれはそれとしていいんだけど、もうちょっと何て言うのかな、行政と農協がお互いをきちっと情報を得ながら、必要な時に捻出できる予算の組み方ってできなかったのかなって、ちょっと思ったんでね、その辺どんな考え方でまず先にこれを組立て今減額しているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいま高谷議員がおっしゃられましたように、8月の臨時会の方ですね、いち早くこの部分につきまして計上させていただきました。あの時を少し思い出していただきますと、置戸、それから、訓子府の一部を中心に降雹、集中豪雨がひどかったという状況がありまして、皆さんもそれぞれ見ていただいたかと思えますけれども、置戸町におきましても訓子府よりのところが非常に被害にあったという状況がございます。これを受けて、それぞれ私共も関係者、関係機関、もちろんJAきたみらいを含めてですね、直ぐに協議をさせていただいていち早く、面積につきましては、あくまでも確定はしていないものですから、置戸町内における玉ねぎの総面積という形で少し予算的には多い予算を計上させていただいたところでございますが、いち早い対応を取らせていただこうというところで進めさせていただいたところです。しかしながら、その後、訓子府、それから、北見を含めてですね、それぞれ農協と相談した中で、いろんな状況が変わってきまして、それぞれもう少し手立てをする方向で進みたいというお話もあったことから、私共もこの間、少し近隣、町の様子も見させていただきながら協議を進めてきたところでございます。面積もここにきまして確定したものですから、今回こういう形で減額という形で予算を計上させていただきましたが、本日ですね、この部分につきまして皆さんのご承認、ご決定をいただきましたら、いち早く事務手続きの方は進めさせていただきたいなというところで考えております。既に面積の方は確定しているので件数的にもそんなに多い件数ではないものですから、事務手続きの方は速やかに進めていけるということですね、この後、出来れば年内の方に整理をさせていただきたいなというところで考えているところであります。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 後段の高谷議員からの質問の畑作の財源対策と、それから、畜産の財源対策の違いということなんですけども、畑作においては、農業、天災による被害だったので、今までも天災は何度か湿害もありましたし、それは一般財源でやっていましたが、今回の畜産のこのことは災害ではありません。そして、この経営につきましては、昨年度の末から非常に苦しくなってきた畜産に大打撃を与えて、全国的にはですね離農が相次いできているという状況の中で、先程、佐藤勇治議員からも言われましたように、振興基金の中では、離農させないと。置戸の産業を守るためにこの基金を使うんですということを説明をさせていただいてご承認を得たんですけども、今後とも為替の関係や、それから、ウクライナの穀倉地帯の輸出が出来ないなどの理由があって、複雑な要素があって畜産の飼料価格については変動していると思います。これにつきましては、今後の活用も含めてですね、基金会議ではお話をさせていただいて、置戸の農業を守るために第3条の第5項、その他の農業振興のために必要な経費として使わせていただくということでお話をさせていただきましたし、そこには議会代表の方もおいでいただいご説明をさせていただいたところでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 前段の玉ねぎの関係はね、あの時点ではいち早く油断してと言いなが
らも、実際、現実の数字とかなり格差があって、ある意味では、ちょっとパフォーマンス
みたいなのもあったんだけど、それに加えて今回はね、3,000円プラスした中
身については活用方法もはっきりしたので、これは是非早く、12月が農家の年度末と
いうことで、組勘の整理もそこでつけなきゃならないものですから、なるべく早くここ
は確定した部分については実行お願いしたいなと、そんなふうに思います。

それから、後段のね、振興基金の関係は、基金の条例の中身からいくと、非常に前向
きな基金だったんだけど、いわゆる後ろ向きでその部分をこれで活用ということになる
と、取り崩した基金は、またどっかで一回積まないと、町長言われたように、酪農情勢
かなりこれから先、長期化するんじゃないかっていう懸念があります。そうすれば、今、
現状かつかつぎりぎりで行っている人たちは、これから先、重要な決断をしなきゃなら
ないような、そういう事態っていうのは、これ来ないとも限らないと。むしろそういう
恐れがあるということであればね、これはもう前向きと言うよりも後ろ向きな部分は、
また違う資金を捻出してそこに充てると、そういうことも含めて並行してね、やっても
らいたいと。振興基金というのは、前向きに将来を考えた農業の発展のために使うと、
そういう趣旨は、この1番から5番にそういうふうに謳って、4番まで、5番も含めて
この処分については、そういうふうに謳ってます、振興基金の条例ではね。だから、そ
ういう趣旨の下、活用してもらいたいと、そんなことも思いますので、これから積み上
げることも考えて検討してもらいたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 後ろ向きか前向きかっていう議論とはちょっと離れるかもしれませんが、
今、酪農家を守らなければならないという思いで、年度内、先程、議員もおっしゃられ
たように、組勘の今年の決算を迎えるにあたって補填しなければ将来の希望が無くなっ
てしまうという思いもあって、今回、農業振興基金の会議を急きょ招集させていただい
て、お諮りをしたところです。高谷議員から以前もこの農業振興基金の使い道について
は、種々ご質問受けておりましたが、その時も前向きなことももちろんそうですが、鹿
柵の更新だとか、これも捉えればですね、今までやってたことの更新費用も含めて減給
しておりますので、今の酪農家を守れずして未来の置戸町の酪農はないと思って今回ご
賛同いただいて基金を取り崩すことといたしましたし、これからの近い未来もですね、
この酪農環境が改善されなければこの基金をまた使うことも予想されますし、今、政府
の補正予算では、ぬれ小対策も検討されて15万円出るような対策、新たな対策も打ち
出されておりますが、酪農関連については年明けでないと執行されないというお話もあ
りましたので、先程、議員おっしゃられたように、今年の暮れの組勘を対応するため
も、今回、年内に支出できるよう、今回の臨時会に提案したものでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 ちょっと一般質問的なところなので、これはまた3月にやりたいと思
いますけども、緊急な事態だなというふうに理解してますし、やむを得ないと。ただね、

他からもしっかりその辺については、資金を捻出する手段もね合わせて検討してもらいたいし、それから、これでいくと次は肥料価格高騰対策に、これ公でないからまだ言えないですけど、そこにもっていうような考え方あるみたいですから、それなりのきちっとした天下の宝刀じゃないですけど、その他、必要に応じてなんていうことじゃなくて、そこはきちっとやってもらいたいなということと、基金はこれから減るわけですよ、2千何百万。それについても時期をみてね、次の事態に備えるためにも、そこも積み増しすることも併せて考えてもらいたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

9款消防費。10款教育費、2項小学校費。13款給与費。

質疑はありませんか。

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 振興基金の話は、さっきしましたからいいんですが、感染症対策の臨時交付金の中で、先程、府県は1万円。それから、北海道は7,200円。ちょっとね、根拠としては、府県は、資料調達、非常に大変な状況なんで1万円と。北海道は、そういう意味では、飼料確保対策かなり進んでいるけど7,200円だと言うんですが、本州は、いわゆる飲用向け。北海道は、加工原料乳ということで、入る方も少ないんですよ。そこでちょっと説明というかお聞きしたいんですが、その根拠、ちょっと何か自分としては少し納得いかないのと、農協からも聞いたんですが、北海道が飼料の調達費用低いからその分だって言うけども、乳価も安いんだと。そこはどういうふうに捉えたらいいのか、ちょっとあれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 一定程度の基準を設けないと積算もできないというところからスタートしているのは確かでございます。高谷議員がおっしゃられた、都府県と北海道の違いについても把握しているつもりではおりますが、ここの部分につきまして、例えば、1万円、都府県の1万円の基準を1万円にするのか、1万2,000円にするのか、1万5,000円にするのかというところからいろいろ検討をさせていただいたんですが、やはり国の基準に対して準じていくのが一番スムーズなやり方であろうというところで、まず都府県の基準、1万円を参考にさせていただきました。これの差額につきましては、先程ご説明をさせていただいたところなんですが、入りの方も安いというところで議員の方からお話があったところでございますけども、ちょっと考え方としては

違うところもあるんですが、プラス5,000円にさせていただいた、これ乳牛農家も、それから、肉牛農家も含めての話なんですけども、プラス5,000円にさせていただいた根拠としましては、配合飼料の部分ということで、一応これ国の方がですね、このところについての事業というのもあるんですけども、一応、町としてプラス5,000円のところっていうのは、国、道のところに引っかけられない部分で言う、配合飼料の高騰部分というところを上乗せをさせていただいたという考え方で今回整理をさせていただいているところでございます。もちろん議員がおっしゃられたとおり、この1万円の部分に対する北海道と都府県の差のところは、様々なご意見があるかと思うんですが、ここの部分につきましては、国の基準に準じさせていただいて、その他の部分で少し上乗せをさせていただいたという考え方で整理をさせていただいたところです。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第55号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第56号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第51号から議案第57号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。

休憩 11時49分

再開 11時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号から議案第57号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するから議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第6号）から議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括して採決します。

議案第54号から議案第57号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第54号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第6号）から議案第57号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの4件については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが申し上げます。

12時になりますが、引き続き会議を続けたいと思います。

◎日程第１２ 報告第９号 専決処分の報告について

○岩藤議長 日程第１２ 報告第９号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第９号について申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第２項の規定により、お手元に配付のとおり処分の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで、報告第９号を報告済といたします。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第７回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前１２時００分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長今西美紀子が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

議 長

署名議員

署名議員